

選定基準別提案内容と事業実績の確認

資料1-4②

施設名	真鶴港
指定管理者名	真鶴町
指定期間	H31.4.1～R6.3.31
施設所管課	砂防海岸課（県西土木事務所小田原土木センター）

選定基準 大項目	評価項目		審査（評価）の視点 (C)	提案内容 (D)	指定期間 令和元年度の事業実績 (E)	所管課による課題分析等 (F)	事業実績の確認方法 (G)		
	選定基準中項目 (A)	小項目 (B)					実績報告書	現地※	その他
I サービスの向上	(1)	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	○ 町が取り組む「美の町」づくりの一環として、町の中心となる港エリアを「開かれた港」として「観光と産業が共生する水の都」とすることを基本理念として、「海洋観光の拠点となる港」、「安全・安心を実感できる港」、「自然を満喫できる美しい港」の3つを基本方針として取り組んでいく。 ○ 直営で業務を行うことを基本とするが、専門的な知識・免許を有する必要がある業務（琴ヶ浜公衆トイレ浄化槽保守管理業務、清掃管理業務（汚泥引き抜き））については、安全性の確保・業務の効率化を考慮して専門業者へ委託する。	○ 基本方針を踏まえた上で、利用者の安全確保を最優先に、運営するように努めた。 ○ 琴ヶ浜公衆トイレ浄化槽保守管理業務、清掃管理業務（汚泥引き抜き）を町内の専門業者へ委託し、実施した。	今後も基本理念に沿った指定管理業務に取り組んでもらいたい。	○		
	(2)	施設の維持管理	(1) 利用承認業務 (2) 維持管理業務 (3) 利用調整業務	○ 県条例、事務処理要綱を熟知したうえで、適正に業務を実施する。 ○ 利用承認の申請にあたり、県収入証紙貼付金額の誤りが発生しないよう記載事項のチェックを複数で行い、最終的には管理職がチェックする等、チェック体制を強化する。 (1) 利用承認等の業務についての実施方針 (2) 清掃業務、巡視業務、保守点検業務、修繕等の維持管理業務についての実施方針 (3) 業態の異なる複数事業者間（石材事業者、漁業者、ヨット利用者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針 ○ ヨット利用者・石材業者・漁業関係者等と調整の上、それぞれに不都合が生じないように努めるとともに、地元の企業や利害関係団体の優先性を認めず、中立性を確保しつつスペースを最大限に利用していく。 ○ 清掃業務は、県の維持管理の水準に基づき定期清掃を行い、港湾利用者や近隣住民からの通報・要望には即座に対応するように最善を尽くし、台風通過後の港湾内の清掃についても迅速に対応し、施設を常に清潔に保つよう心掛ける。 巡視業務は、目視等により施設の点検及び異常の有無の確認を毎日行い、異常箇所の早期発見を心掛ける。 ○ 台風や警報発令時（日中）には、職員及び臨時職員が港湾内を点検し、石材業者・漁協・ヨット利用者へ警戒態勢の強化を依頼する。	○ 真鶴港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱、真鶴港管理業務運営基準に則り、業務を執行した。 ○ 指定管理者としての収入支出の適正を期するため、係留料・岸壁使用料の収入証紙に関することは町会計課によるチェックを行うとともに、管理職が決裁をする体制を確保した。また、収入に係る通帳の管理についても町会計課による管理とした。 ○ 常に船舶の利用状況を把握し、無駄な空きスペースが生じないよう関係団体と密接な連絡体制を構築し、港全体の円滑かつ効率的な利用承認を行った。 ○ 清掃業務や港湾巡視業務を毎日実施し、施設の維持管理に努めた。 ○ 災害対応業務については、台風の影響で港湾管理事務所が損壊の被害を受けたが、県及び港湾施設利用者（漁港など）と密接な連絡を取り、早急な対応に努めた。	今後も適正な事務処理を行うとともに、清掃業務等については可能な限り直営で行うなど、経費削減に努めてもらいたい。	○		

I サービスの向上	(3)	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 利用促進のための取組 (2) 利用者への対応	<p>(1) ①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等</p> <p>(2) ①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応</p>	<p>○ 真鶴港を賑わいの空間とするため、港を利用する石材業者や漁業者等と連携するとともに、地元の商工業や漁業の振興を目的としたイベントを展開し、町行政と商工業者・漁業者が協力し、港の活性化に努める。</p> <p>○ ヨット・船舶の出艇数の数値目標は、平成27年から平成29年までの3ヶ年平均の出艇数からの毎年2%増を目指す。</p> <p>○ 町の広報紙やホームページ、町内掲示板、自治会回覧板等を活用した広報活動を展開する。</p> <p>○ 「真鶴・龍宮祭」において、海上保安署及びヨット利用者の協力を得て、巡視艇やヨットの体験乗船会を開催し、海への理解を深める事業を展開する。</p> <p>○ 利用者（石材業者・漁業者・ヨット利用者）への施設の利用に関するアンケート、イベント開催時の来場者への満足度を測るアンケート、短期係留施設利用者への港湾施設の利用に関するアンケートを実施し、日常的な利用者はもとより外来利用者の利便性も考慮した改善を随時実施する。</p>	<p>○ 真鶴港みなとまちづくり協議会を開催し、豊漁豊作祭における協賛イベント実施の内容について議題とした。</p> <p>○ 民間運営のマリーナが施設建替えのため休業しているため、令和元年度のヨット出艇届出数は2000件と対前年度比で61.6%だった。</p> <p>○ 町ホームページにて、短期係留の申請に係る情報を掲載し、利用者の利便性の向上を図っている。</p> <p>○ 11/9の海のまち豊漁豊作祭においてヨット体験乗船を行った。 ○ 例年実施している巡視艇体験乗船は日程調整が合わず行えなかった。</p> <p>○ ヨット体験乗船者に対し「真鶴港に関するアンケート」を実施した。</p>	<p>○ 今後も利用促進のため、町外に向けた広報やサービス向上に努めてもらいたい。 ○ アンケートのサンプル数が15件と少ないため、配布対象を増やす等の対応を望む。</p>	○			
	(4)	事故防止等安全管理	(1) 事故防止等 (2) 災害・荒天時対応業務	<p>(1) ①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事業を認知した際の対応方針 ③ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ④急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士の配置、救命に関する職員研修等</p> <p>(2) ①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針</p>	<p>○ 事故防止マニュアルを作成するとともに、石材業者・漁業者・ヨット利用者等に町で実施している防災訓練や事故防止研修への積極的な参加を促す。</p> <p>○ 高潮・波浪等の荒天時、各職員は、情報等の収集・伝達、利用者の避難誘導及び関係機関への報告等を行う。</p> <p>○ 出艇届の無届出は重大な事故につながるため、日頃から、指導を徹底する。 ○ 強風波浪注意報が発令されている間は、出艇禁止を指導する。</p> <p>○ 町は真鶴港が大規模災害等発生時に神奈川県地域防災計画に定める緊急物資受入港として機能するよう県が行う施設の利用制限に最大限協力する。</p>	<p>○ 大規模地震が発生した際に、町と町民及び各関係機関が連携して初動体制の確立及び応急対策を行うことにより防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的に町が主催となり、町民、町職員、真鶴町消防団、湯河原消防本部、陸上自衛隊、小田原警察署、県西地域県政総合センター等が参加し、避難訓練、要援護者安否確認、避難支援訓練等を実施した。</p> <p>○ 災害等の異常時には、スムーズな利用規制ができるよう港湾利用者と調整した。</p> <p>○ 出艇届の提出の指導を徹底し、出艇を予定している利用者に、テレビ等のメディアから得た情報を直接伝えるなどして気象情報を提供した。</p> <p>○ 速やかにかつ安全に物資の受け入ができるよう、港湾利用者と調整しながら動線やスペースの確保等に努めた。</p>	<p>今後も安全管理に努めるとともに、事故・災害発生時にはマニュアルを基本に臨機応変に対応できるよう、職員への周知に努めてもらいたい。</p>	○			
	(5)	地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	<p>①地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容</p>	<p>○ 平成30年度に、「真鶴町周辺ランドデザイン（仮称）」の策定を予定しており、町の顔としての真鶴港の周辺の活性化に関わるソフト事業を推進する。</p> <p>○ 琴ヶ浜公衆トイレ浄化槽保守管理業務委託事業等は、町内及び隣接市町の事業者により、迅速かつきめ細かいサービスが提供されており、施設修繕等も、町内業者を重用し迅速に対応する。</p>	<p>○ 平成31年3月に「真鶴港周辺ランドデザイン」を作成し、100年単位の活性化計画を策定した。 ○ 真鶴港ヨットオーナーズクラブと町、県で真鶴港に関する意見交換会を開催した。内容は、主に港湾管理事務所の再築について協議を行った。</p> <p>○ 琴ヶ浜トイレについては、迅速かつきめ細かいサービスを実施できる町内業者を選定し、施設修繕を実施した。</p>	<p>今後も地元と連携しつつ、ランドデザインに沿ったソフト事業計画を進めてもらいたい。</p>	○			

Ⅲ 団体の 業務遂 行能力	(6)	コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	(1)コンプライアンス、社会貢献	<p>①指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況 (労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)</p> <p>②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</p> <p>③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</p> <p>④障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</p> <p>⑤手話言語条例への対応</p> <p>⑥社会貢献活動等、社会的責任の考え方と実績</p>	<p>○ 施設の利用にあたり、法令の遵守等の誓約書を提出させ、適正な指導監督に努める。</p> <p>○ 指定管理業務を実施するために必要な諸規定の法令遵守を徹底する。</p> <p>○ 障がい者が仕事を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるように、障がい者雇用対策を進めることが町としての社会的責任と捉え、障がいをお持ちの方を雇用している。</p> <p>○ 神奈川県が提唱する「ともに生きる社会かながわ憲章」に賛同し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の一助として、障がいをお持ちの方を雇用し、障がい者が生き生きと働き、生活していけるよう憲章の実現に向けて継続して雇用する。</p> <p>○ 真鶴港の港湾区域内である琴ヶ浜において、年に1度グリーンエイド真鶴が主催し、海岸清掃を実施している。岩海岸においても真鶴町環境美化推進協議会主催の海岸清掃を実施しており、海の環境保全に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>○ 岸壁利用承認・係留施設利用承認については、利用前月の利用者からの申請に対し、要綱等に基づき、公正かつ支障なく利用承認書・係留施設利用証を作成した。</p> <p>○ 個人情報の扱いにあたっては、真鶴町個人情報保護条例に基づき適切に処理・保管を行った。なお、指定管理の業務に係る情報公開請求はなかった。</p> <p>○ 日報・月報等の整理、保管は規定に従い適切に行った。</p> <p>○ 港湾管理臨時職員として、障がい者を雇用した。</p> <p>○ 日々の巡視や小規模修繕の中で、港湾環境の保全に努めた。</p>	<p>今後もコンプライアンス遵守、社会貢献に取り組んでもらいたい。</p>	○				

※「事業実績の確認方法(G)」欄のうちの「現地」の欄は、「指定期間 令和元年度の事業実績 (E)」欄の実績を現地で確認したことを示すもの。